

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

《 ご旅行条件書 》（抜粋）

1. 募集型企画旅行契約

この旅行はラッキー自動車株式会社（長崎県知事登録旅行業第2－51号。以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。又、旅行契約の内容・条件は、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- ① 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所（以下「当社等」といいます）にて必要事項をお申し込みの上、お申込金または旅行代金の全額を添えてお申込み頂きます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。但し、特定の旅行商品については申込時に旅行代金の全額をお支払いいただきます。
- ② 当社等は、電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。なお、特定の旅行商品については別途パンフレットの定める申込手段に限定させていただきます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社等が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して5日以内にお申込内容を確認の上、お申込金または旅行代金の全額を行っていただきます。この期間内にお申込金または旅行代金の全額のお支払いがなされないときは、当社は、お申込みはなかったものとして取扱います。
- ③ 旅行契約は、当社等が契約の締結を承諾し、お申込金または旅行代金の全額を受領したときに成立するものとします。
- ④ 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には、予約お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- ⑤ 通信契約による旅行契約は、当社等が申込を承諾する通知が旅行者に到着した時に成立します。

3. 旅行代金のお支払い

- ① 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、遡って14日前に当たる日（以下「基準日」といいます）よりも前にお支払いいただきます。
- ② 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の当社等が指定する期日迄にお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈の無い限りエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの(一部例示いたします)

個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(クリーニング代、電話料金その他追加飲食など)。ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー。お客様のご希望によるお一人部屋使用等の追加料金。運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃料サーチャージ)。自宅から発着地までの交通費・宿泊費など。

6. お客様による旅行契約の解除

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料を申し受けます。

契約解除の日		取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して遡って	1. 21日前迄の解除	無料
	2. 20日目（日帰り旅行の場合は10日目） に当たる日以降8日目に当たる日まで の解除	旅行代金の20%
	3. 7日目に当たる日から2日目に当たる日迄の解除	旅行代金の30%
	4. 旅行開始日の前日に解除	旅行代金の40%
	5. 旅行開始日当日の解除（6.に掲げる場合を除く）	旅行代金の50%
	6. 旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

7. 当社の責任及び免責事項

- ① 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害の発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ② お客様が次に掲げるような事由により損害を被られた場合、当社は①の責任を負いかねます。
 - 1. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
 - 2. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害。
 - 3. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - 4. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行

の中止。

5. 自由行動中の事故。

6. 食中毒。

7. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在期間の短縮。

- ③ 当社は、手荷物について生じた本項①の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社の故意または重大な過失がある場合を除きます）を限度として賠償します。

8. 特別補償

- ① 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然の外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として、1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数より1万円～5万円を支払います。携行品に係る損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。但し、補償対象品の一個または一对については、10万円を限度とします。
- ② 当社が責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。(その他、適用の条件並びに適用外となる事項については、当社国内募集型企画旅行条件書をご参照ください)。

9. 個人情報の取扱いについて

- ① 当社等は、ご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- ② 当社は、当社グループ企業が取扱う商品、サービスに関する情報を、お客様に提供させていただくことがあります。

10. その他

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う当社での取引に関する責任者です。ご不明の点など、当該管理者へお訊ね下さい。

旅行企画・実施

ラッキー自動車株式会社

長崎県知事登録旅行業第2－51号

<https://www.luckygroup.jp/travel/>